

山梨県甲州牛等販売促進緊急対策事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県甲州牛等販売促進緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県甲州牛等販売促進緊急対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、実施要領第6の1（2）による計画承認を受けた事業実施主体に補助するものとし、交付対象とする事業は、実施要領第5の1に定める事業とする。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記様式第1号）を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項に定める申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に係る内容の変更（実施要領第6の1（3）に定める重要な変更）をしようとするときは、変更承認申請書（別記様式第2号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書（別記様式第2号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

2 知事は、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しな

い。

- (1) 補助事業に関し法令又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
- (2) 事業実施主体が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - イ 暴力団員（同法2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(状況報告)

第6条 事業実施主体は、補助事業の交付決定に係る年度の各四半期の末日現在（第4四半期を除く。）において補助金遂行状況報告書（別記様式第3号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

- 第7条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合には、事業実施主体に対し、概算払いにより交付することができる。
- 2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

- 第8条 事業実施主体は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第4条第2項ただし書の規定に該当した事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 知事は、第8条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第10条 知事は、第5条第1項第2号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第9条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第11条 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から

起算して5年間整備保管しなければならない。

附則

- 1 この要綱は、令和2年7月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和2年11月5日から施行する。

別表 1

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 食育活動の実施	食育教材の作成費、印刷費及び配布費並びに生産者等による講演に係る経費等とする。	10/10 以内
2 学校給食への和牛肉等の提供	和牛肉等の学校給食への提供に係る経費等とする（アレルギーのある生徒等への代替の食材代及び知事が認める緊急的な休校等に伴うキャンセル費用を含む）。 甲州牛肉については、各学校年 3 回、各回 1 人あたり 100g を上限とする。ただし、3 回の提供料の合計が 1 人あたり 300g を下回ることが確実な場合は、合計の提供量が 1 人あたり 300g を超えない範囲で提供回数を追加することができるものとする。 甲州地どり肉については、各学校年 1 回、年間 1 人あたり 100g を上限とする。	定額（甲州牛肉については 1,000 円／100g を、甲州地どり肉については、296 円／100g を上限とする。）
3 推進事務費	取組主体が事業の実施に要する経費であって別表 2 に掲げる経費とする。なお、事務費は、総事業費に見合った合理的な費用とすること。	10/10 以内

別表 2

費目	細目	内容	注意点
人件費	事業推進事務費	事業を実施するために直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当とする。	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に準じて算定すること。 また、申請時に積算根拠となる資料を添付すること。

賃金	事業推進事務費	事業を実施するために新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、事業実施主体が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費。	単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づくものとする。申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当では認めない。
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

注) 上記の経費であっても、次の場合には認めないものとする。

補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体で具備すべき備品・物品等を購入しないしリース・レンタルする場合。